

# 青森県報

号外第八十号

平成十六年  
十月二十五日  
(月曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する  
規則……………(職員課)…一

## 人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

「中央病院医療局の次長並びに科の長並びに臨床検査部、集中治療部、輸血部及び薬剤部の長」を  
「中央病院医療局の次長並びに科の長並びに臨床検査部、集中治療部、輸血部及び薬剤部の長」を  
中央病院総合周産期母子医療センターの部の長

輸血部及び薬剤部の長  
に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭